

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付及びペイジー納付（特別区民税・都民税等）の導入等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付及びペイジー納付（特別区民税・都民税等）の導入について													
担当課	税務課													
目的	特別区民税・都民税及び軽自動車税（以下「特別区民税・都民税等」という）について、新たな決済手段であるモバイルレジ納付及びペイジー納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。													
対象者	特別区民税・都民税等の納税義務者													
事業内容	<p>1 モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付及びペイジー納付（特別区民税・都民税等）の導入について</p> <p>区では、現在、特別区民税・都民税等の収納チャネルとして、税務課及び特別出張所窓口での収納、金融機関窓口での収納、口座振替による収納、コンビニエンスストアでの収納（平成17年度第2回本審議会承認事項）に対応している。</p> <p>この度、区民の利便性向上等の観点から収納チャネルの拡充を改めて検討したところ、次の(1)及び(2)のメリットが見込まれるため、モバイルレジ納付を活用したクレジット納付（参考48-1のとおり）及びマルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関（区）との間の特別区民税・都民税等の収納手続を電子化するためのネットワーク）を利用したPay-easy納付（以下「ペイジー納付」という）（参考48-1のとおり）を導入することとした。なお、モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付は、平成23年度より導入済みであり、「モバイルレジを活用したクレジット納付」及び「ペイジー納付」は、平成32年度より導入予定である。（詳細は、資料48-1及び資料48-2のとおり）</p> <p>また、モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付については、区の現行システムを改修することなく導入することができるが、ペイジー納付については、取り扱う情報項目が増えたため、システムの改修が必要となる。</p> <p><u>(1) 区民の利便性の向上</u></p> <p>モバイルレジを活用したクレジット納付及びペイジー納付を導入することにより、税務課及び特別出張所窓口、金融機関窓口、コンビニエンスストアに行かずとも、特別区民税・都民税等の納付ができるようになり、区民の納付機会の拡充に繋がる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">納付方法</th> <th style="width: 30%;">使用媒体</th> <th style="width: 40%;">決済方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モバイルレジを活用した納付</td> <td rowspan="2">専用アプリをダウンロードした「スマートフォン、携帯、タブレット」（以下「スマートフォン等」という）</td> <td>インターネットバンキング 平成23年度より導入済み</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード 平成32年度より導入予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ペイジー納付</td> <td>金融機関インターネットバンキングウェブページに接続したスマートフォン等及びパソコン</td> <td>インターネットバンキング 平成32年度より導入予定</td> </tr> <tr> <td>金融機関ATM</td> <td>現金または金融機関の口座 平成32年度より導入予定</td> </tr> </tbody> </table>		納付方法	使用媒体	決済方法	モバイルレジを活用した納付	専用アプリをダウンロードした「スマートフォン、携帯、タブレット」（以下「スマートフォン等」という）	インターネットバンキング 平成23年度より導入済み	クレジットカード 平成32年度より導入予定	ペイジー納付	金融機関インターネットバンキングウェブページに接続したスマートフォン等及びパソコン	インターネットバンキング 平成32年度より導入予定	金融機関ATM	現金または金融機関の口座 平成32年度より導入予定
納付方法	使用媒体	決済方法												
モバイルレジを活用した納付	専用アプリをダウンロードした「スマートフォン、携帯、タブレット」（以下「スマートフォン等」という）	インターネットバンキング 平成23年度より導入済み												
		クレジットカード 平成32年度より導入予定												
ペイジー納付	金融機関インターネットバンキングウェブページに接続したスマートフォン等及びパソコン	インターネットバンキング 平成32年度より導入予定												
	金融機関ATM	現金または金融機関の口座 平成32年度より導入予定												

(2) 業務効率の向上

モバイルレジを活用した納付及びペイジー納付では、区の職員が、収納データをより早く確認することができる。そのため、区より督促状を送付する際に行き違いの送付が少なくなる等の業務効率の向上が見込まれる。

納付見込み件数：1,200件（モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付）
2,800件（モバイルレジを活用したクレジット納付）
8,400件（ペイジー納付）

2 特別区民税・都民税及び軽自動車税の税額通知等の印字出力処理業務及び封入封緘の委託について（委託内容の追加）

区では、税額通知、納付書、督促状、催告書（以下「税額通知等」という）の封入封緘業務を委託している（昭和60年度第2回本審議会了承事項）。この度、事務の効率化を図るため、税額通知等の印字出力処理業務を委託業務に追加することとする。

件名 モバイルレジを活用した納付の導入に伴う納付サービス提供事業者との外部結合について

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 特別区民税・都民税及び軽自動車税の納税義務者 2 情報項目 資料48-3のとおり
結合の相手方	納付サービス提供事業者 (業者選定後に委託先を決定)
結合する理由	モバイルレジ納付は、専用アプリのダウンロードが必要である。特別区民税・都民税等の納付義務者が、その専用アプリを使用し、納付手続を行うと、納付サービス提供事業者が有する収納センターに収納データが送られる仕組みとなっている。そのため、区が収納データを把握し、管理するためには、納付サービス提供事業者が有する収納センターとの外部結合が必要となる。
結合の形態	ISDN回線を使用した専用端末によるデータ受信
結合の開始時期と期間	【モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付】 平成23年5月10日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う) 【モバイルレジを活用したクレジット納付】 平成32年4月1日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う)
情報保護対策	<p>本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する事業者を限定する。 2 区が受信する情報は、暗号化により事業者以外に解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 7 情報へのアクセス制御を実施し、区職員及び事業者の従事者が利用できる情報を限定する。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 10 情報を取り扱う区職員及び事業者の従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 11 必要に応じ、区職員が納付サービス提供事業者への立入調査を行う。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付の導入に伴う収納 データ作成等業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
委託先	納付サービス提供事業者(業者選定後に委託先を決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	特別区民税・都民税等の収納情報(資料48-3のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のサーバ)
委託理由	モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付は、専用アプリのダウンロードが必要である。特別区民税・都民税等の納付義務者が、その専用アプリを使用し、納付手続きを行うと、納付サービス提供事業者が有する収納センターに収納データが送られる仕組みとなっている。そのため、区がモバイルレジを活用したインターネットバンキング納付を実施するためには、納付サービス提供事業者へ収納データの作成及び区への送信、サーバの管理を委託することが必要となる。
委託の内容	(1) インターネットバンキング納付時に利用するモバイルレジ専用アプリの提供及びアプリによる納付サービスの運用 (2) 特別区民税・都民税等のモバイルレジ納付の収納データに係る作成及び送信業務 (3) 納付サービス提供事業者が有する収納センターのサーバ管理業務
委託の開始時期及び期限	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う) ※平成23年5月10日から委託を行っている。
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 取得される個人情報の取扱いについて、区のホームページ内のモバイルレジを活用した納付に係るページに本サービスの仕組み(利用者は、モバイルレジ専用アプリをダウンロードし、利用規約を確認し、納税手続きを開始する。実際に利用することにより利用規約に同意したものとみなすこととなる。)及び取り扱う具体的な情報項目について周知する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定する。 2 収納データを受信できる端末を限定する。 3 端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパスワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。 4 専用端末に一時保存したデータは、システム登録後削除する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 委託にあたり取り扱った個人情報は、定められた期日に消去させ、区に報告させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と納付サービス提供事業者間で接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手（区又は納付サービス提供事業者）を限定させる。 2 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当従事者以外での利用はできないものとさせる。 7 情報へのアクセス制御を実施し、担当従事者が利用できる情報を限定させる。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。 10 情報を取り扱う担当従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。
-------------------------	--

件名 モバイルレジを活用したクレジット納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
委託先	1 納付サービス提供事業者(業者選定後に委託先を決定) 2 クレジットカード指定代理納付者(業者選定後に委託先を決定) ※モバイルレジを活用したクレジット納付においては、区(甲)、納付サービス提供事業者(乙)、クレジットカード指定代理納付者(丙)の『三者契約』を締結する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	特別区民税・都民税等の収納情報(資料48-3のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のサーバ)
委託理由	1 納付サービス提供事業者 モバイルレジを活用したクレジット納付は、専用アプリのダウンロードが必要である。特別区民税・都民税等の納付義務者が、その専用アプリを使用し、納付手続きを行うと、納付サービス提供事業者が有する収納センターに収納データが送られる仕組みとなっている。そのため、区がモバイルレジを活用したクレジット納付を実施するためには、納付サービス提供事業者に収納データの作成及び区への送信、サーバの管理を委託することが必要となる。 2 クレジットカード指定代理納付者 モバイルレジを活用したクレジット納付は、クレジットカード会社(VISA、MASTER等)への与信照会(クレジットカードの有効期限や利用限度額の確認)が必要となる。与信照会をして問題がなければ、クレジットカード指定代理納付者が、特別区民税・都民税等の代理納付をすることになるが、区では、特別区民税・都民税等の代理納付をするノウハウや仕組みを有していないため、与信照会及び特別区民税・都民税等の代理納付業務を委託することとする。 なお、モバイルレジを活用したクレジット納付においては、区(甲)、納付サービス提供事業者(乙)、クレジットカード指定代理納付者(丙)の『三者契約』を締結する。乙は甲に収納データを送付し、丙は代理納付した金額を甲指定の口座に入金する。甲との関わり方において、乙及び丙は同程度であり、乙と丙も業務上同程度に関係する。乙及び丙のいずれに対しても個人情報保護対策を実施させる必要があるため、三者契約とする。
委託の内容	1 納付サービス提供事業者に取り扱わせる内容 (1) クレジット納付時に利用するモバイルレジ専用アプリの提供及びアプリによる納付サービスの運用。 (2) 特別区民税・都民税等のモバイルレジ納付の収納データに係る作成及び送信業務 (3) 納付サービス提供事業者が有する収納センターのサーバ管理業務 2 クレジットカード指定代理納付者に取り扱わせる内容 (1) 特別区民税・都民税等の支払い時のクレジットカード会社への与信照会(クレジットカードの有効期限や利用限度額の確認)業務

	(2) クレジットカード会社への与信照会で問題がなかった場合の、特別区 民税・都民税等の代理納付業務
委託の開始時期及び期限	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで(次年度以降も、同様の業 務委託を行う)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	<p>区は、納付サービス提供事業者及び指定代理納付者の両者に対して以下の 情報保護対策を行う。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキ ュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状 況の確認を行う。 3 取得される個人情報の取扱いについて、区のホームページ内のモバイル レジを活用した納付に係るページに本サービスの仕組み(利用者は、モ バイルレジ専用アプリをダウンロードし、利用規約を確認し、納税手続 きを開始する。実際に利用することにより利用規約に同意したものとみ なすこととなる。)及び取扱う具体的な情報項目について周知する。 <p>区は、納付サービス提供事業者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定する。 2 収納データの受信できる端末を限定する。 3 使用する端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパ スワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。 4 専用端末に一時保存したデータは、システム登録後削除する。
受託事業者に行わせる情 報保護対策	<p>納付サービス提供事業者及びクレジット指定代理納付者の両者に次に掲げ る情報保護対策を行わせる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条 例を遵守させる。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 委託にあたり取り扱った個人情報は、定められた期日に消去させ、区に 報告させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区又は納付サービス提供事業者もしくはクレジット指定代理納付者と接 続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定させる。 2 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウ イルス感染を防止させる。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外 部への情報漏えいを未然に防止させる。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード 等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の 利用はできないものとさせる。 7 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないよう に設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。 10 情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティ を十分認識するよう定期的に指導させる。

件名 ペイジー納付の導入に伴う税務システムの改修について

保有課 (担当課)	税務課						
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税						
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 特別区民税・都民税及び軽自動車税の納税義務者 2 記録項目 資料48-4のとおり 3 記録するコンピュータ 税務システム (ホストシステム) 						
新規開発・追加・変更の理由	<p>ペイジー納付の導入に伴い、取り扱う情報項目が増え、標準帳票の発行に必要なマルチペイメントネットワーク照会依頼キー (収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分) を追加する必要があるため。</p> <p>また、ペイジー納付の仕組みに対応するためには、下記「新規開発・追加・変更の内容」の2及び3の機能が必須となるため。</p>						
新規開発・追加・変更の内容	<p>既存の税務システムに以下の機能を追加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ペイジーを利用するため定められた標準帳票形式での納付書発行に必要なマルチペイメントネットワーク照会依頼キー (収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分) を生成する機能 2 ペイジー納付に係るデータを保管するサーバに、特別区民税・都民税の調定データをアップロードする機能 3 ペイジー納付に係るデータを保管するサーバから、ダウンロードした収納データを本システムに登録する機能 						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****						
新規開発・追加・変更の時期	<table border="0"> <tr> <td>平成31年4月から同年9月まで</td> <td>システムの改修 (設計・構築)</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月から平成32年2月まで</td> <td>システム確認試験・接続試験</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月から</td> <td>システムの本稼働</td> </tr> </table>	平成31年4月から同年9月まで	システムの改修 (設計・構築)	平成31年10月から平成32年2月まで	システム確認試験・接続試験	平成32年4月から	システムの本稼働
平成31年4月から同年9月まで	システムの改修 (設計・構築)						
平成31年10月から平成32年2月まで	システム確認試験・接続試験						
平成32年4月から	システムの本稼働						

件名 ペイジー納付の導入に伴う LGWAN-ASP サービス認定事業者との外部結合 について

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 特別区民税・都民税及び軽自動車税の納税義務者 2 情報項目 資料 48-5 のとおり
結合の相手方	LGWAN-ASP サービス (※) 認定事業者 (業者選定後に委託先を決定) ※参考 48-2 のとおり
結合する理由	ペイジー納付の導入に伴い、特別区民税・都民税等の納付義務者は、従来の収納チャネルに加えて、インターネットバンキング及び金融機関 ATM での支払いが可能になる。 ペイジー納付に対応するためには、マルチペイメントネットワークに接続することができる専用のサーバが必要となる。安全性の向上を図るため、LGWAN-ASP サービス認定事業者が有する共同利用センターに外部結合を行い、そのサーバを活用する。LGWAN 回線は高度なセキュリティを維持した閉域ネットワークであるため、より安全にペイジー納付に対応することができる。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク (LGWAN 回線) を介し、LGWAN-ASP サービス認定事業者と結合
結合の開始時期と期間	平成 32 年 4 月 1 日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う)
情報保護対策	本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは専用回線 (LGWAN 回線) とし、LGWAN-ASP サービス認定事業者を限定する。 2 送受信する情報は、暗号化により LGWAN-ASP サービス認定事業者以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザ ID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 7 情報へのアクセス制御を実施し、区職員及び事業者の従事者が利用できる情報を限定する。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 9 利用する端末には、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定する等、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。 10 情報を取り扱う区職員及び事業者の従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 11 必要に応じ、区職員が LGWAN-ASP サービス認定事業者への立入調査を行う。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 ペイジー納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
委託先	LGWAN-ASP サービス認定事業者(業者選定後に委託先を決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	特別区民税・都民税等の収納情報(資料48-5のとおり)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のサーバ)
委託理由	<p>ペイジー納付の導入に伴い、特別区民税・都民税等の納付義務者は、従来の収納チャネルに加えて、インターネットバンキング及び金融機関 ATM での支払いが可能になる。</p> <p>ペイジー納付は、LGWAN-ASP サービス認定事業者が有する共同利用センターを介し、調定データ及び収納データの送受信を行う仕組みとなっている。区では、ペイジー納付用の通信サーバを有していないため、区が調定データ及び収納データを把握し、管理するためには、LGWAN-ASP サービス認定事業者が有する共同利用センターのサーバ管理業務を委託することが必要となる。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税・都民税等のペイジー納付時の調定データのダウンロード業務及び収納データに係る作成業務及びアップロード業務 LGWAN-ASP サービス認定事業者が有する共同利用センターのサーバ管理業務
委託の開始時期及び期限	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定する。 収納データをアップロード及びダウンロードできる端末を限定する。 端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパスワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。 LGWAN 端末に一時保存したデータは、システム登録後削除する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。

	<p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>3 委託にあたり取り扱った個人情報、定められた期日に消去させ、区に報告させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 区と事業者間で接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手(区又は事業者)を限定させる。</p> <p>2 アップロード及びダウンロードする情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。</p> <p>3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。</p> <p>4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。</p> <p>5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。</p> <p>6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当従事者以外利用はできないものとさせる。</p> <p>7 情報へのアクセス制御を実施し、担当従事者が利用できる情報を限定させる。</p> <p>8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。</p> <p>9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。</p> <p>10 情報を取り扱う担当従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。</p>
--	--

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 特別区民税・都民税等の税額通知書等の印字出力処理業務及び封入封緘業務の委託について(業務内容の追加等)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税及び軽自動車税
委託先	未定(入札により委託先を決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料48-6のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びハードディスク)
委託理由	従来から委託を実施していた税額通知等の封入封緘業務に加え、税額通知等の印字出力処理業務も併せて同一業者に委託することにより、事務の効率化を図る。
委託の内容	1 税額通知書等の印字出力処理業務 納税義務者の情報を税額通知書等へ印字出力する。 2 税額通知書等の封入封緘発送業務 税額通知書等を封入封緘し、区の検査後、郵便局に持ち込み、発送する。
委託の開始時期及び期限	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 電磁的媒体の委託先との授受は、区が直接行う。 3 委託にあたり提供する情報は、納品時に記録媒体の返却を求めるほか、一時的に委託先のパソコンに記録した際には、納品時に記録媒体等のデータ消去済の証明を提出させる。 4 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託にあたり提供する情報は、暗号化を実施し、パスワードは事前に受託事業者へ提供する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 電磁的媒体の区との授受は、委託先に直接行わせる。 3 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。また、電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。 4 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。

	<p>5 区が提供した電磁的媒体の個人情報等の運搬には、鍵付ケースに入れ、複数で対応するなどの措置を講じさせる。</p> <p>6 委託にあたり区から提供された情報は税額通知書等の納品時に返却させ、電子計算機に記録された情報は消去させ、消去済の証明を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 委託先の電子計算機を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により電子計算機の利用認証を行わせる。</p> <p>2 委託先の電子計算機は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</p> <p>3 ログ監視ソフト等により、委託先の電子計算機のログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</p>
--	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。